（別紙２）

補助金所要額調書

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 総事業費  （対象外経費含む）  Ａ  （注１） | 収入額 | | | | 差引き額  （Ａ－Ｅ）  Ｆ | 対象経費  支出予定額  Ｇ  （注５） | 補助基準額の上限額  Ｈ  （注６） | 補助所要額  Ｉ  （注７） | 備　考 |
| 市町村補助金  Ｂ  （注２） | 参加者負担金  Ｃ  （注３） | 寄附金その他の収入額  Ｄ  （注４） | 計  （Ｂ＋Ｃ＋Ｄ）  Ｅ |
| （１）子ども食堂開設経費 | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 開設準備 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 改修（10万円超に限る） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （２）子ども食堂運営経費 | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注１）「Ａ」欄は、収支内訳書の支出の部の（１）子ども食堂開設経費の「小計（ａ）＋小計（ｄ）」又は「小計（ｂ）＋小計（ｅ）」、（２）子ども食堂運営経費の「小計（ｃ）＋小計（ｆ）」の金額を記入してください。

（注２）「Ｂ」欄は、収支内訳書の収入の部の「市町村補助金」の金額を記入してください。

（注３）「Ｃ」欄は、収支内訳書の収入の部の「参加者負担金」の金額を記入してください。

（注４）「Ｄ」欄は、収支内訳書の収入の部の「寄附金その他」の金額を記入してください。「（１）子ども食堂開設経費」と「（２）子ども食堂運営経費」への充当順については、まず、開設経費の「Ｆ」欄が、「Ｇ」欄及び「Ｈ」欄のいずれか低い額以下になるように充当のうえ、残りを運営経費に充当してください。

（注５）「Ｇ」の「（１）子ども食堂開設経費」欄は、収支内訳書の支出の部の「小計（ａ）」又は「小計（ｂ）」の金額を、「（２）子ども食堂運営経費」欄は、「補助対象回数見合額（※）」の金額を記入してください。

（注６）「Ｈ」欄は、（１）子ども食堂開設経費の「開設準備」については100,000円、「改修」については150,000円、（２）子ども食堂運営経費については、別表第１に掲げる補助基準額（6,500円）に事業計画書（別紙１）に記入した補助対象回数を乗じた額を記入してください。

（注７）「Ｉ」欄は、「Ｆ」欄、「Ｇ」欄、「Ｈ」欄の計のいずれか低い額を記入してください。（1,000円未満を切り捨ててください。）

（別紙５）

補助金所要額調書（変更）

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | 総事業費  （対象外経費含む）  Ａ  （注１） | 収入額 | | | | 差引き額  （Ａ－Ｅ）  Ｆ | 対象経費  支出予定額  Ｇ  （注５） | 補助基準額の上限額  Ｈ  （注６） | 補助所要額  Ｉ  （注７） | 補助金  受入済額  Ｊ | 差引き  過不足額  Ｋ | 備　考 |
| 市町村補助金  Ｂ  （注２） | 参加者負担金  Ｃ  （注３） | 寄附金その他の収入額  Ｄ  （注４） | 計  （Ｂ＋Ｃ＋Ｄ）  Ｅ |
| （１）子ども食堂  開設経費 | | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 開設準備 | 変更前 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 変更後 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 改修 | 変更前 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 変更後 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （２）子ども食堂運営経費 | | 変更前 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 変更後 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 | | 変更前 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 変更後 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注１）「Ａ」欄は、変更収支内訳書の支出の部の（１）子ども食堂開設経費の「小計（ａ）＋小計（ｄ）」又は「小計（ｂ）＋小計（ｅ）」、（２）子ども食堂運営経費の「小計（ｃ）＋小計（ｆ）」の金額を記入してください。

（注２）「Ｂ」欄は、変更収支内訳書の収入の部の「市町村補助金」の金額を記入してください。

（注３）「Ｃ」欄は、変更収支内訳書の収入の部の「参加者負担金」の金額を記入してください。

（注４）「Ｄ」欄は、変更収支内訳書の収入の部の「寄附金その他」の金額を記入してください。「（１）子ども食堂開設経費」と「（２）子ども食堂運営経費」への充当順については、まず、開設経費の「Ｆ」欄が、「Ｇ」欄及び「Ｈ」欄のいずれか低い額以下になるように充当のうえ、残りを運営経費に充当してください。

（注５）「Ｇ」の「（１）子ども食堂開設経費」欄は、変更収支内訳書の支出の部の「小計（ａ）」又は「小計（ｂ）」の金額を、「（２）子ども食堂運営経費」欄は、「補助対象回数見合額（※）」の金額を記入してください。

（注６）「Ｈ」欄は、（１）子ども食堂開設経費の「開設準備」については100,000円、「改修」については150,000円、（２）子ども食堂運営経費については、別表第１に掲げる補助基準額（6,500円）に事業計画書（別紙１）に記入した補助対象回数を乗じた額を記入してください。

（注７）「Ｉ」欄は、「Ｆ」欄、「Ｇ」欄、「Ｈ」欄の計のいずれか低い額を記入してください。（1,000円未満を切り捨ててください。）

（別紙８）

補助金精算額調書

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 総事業費  （対象外経費含む）  Ａ  （注１） | 収入額 | | | | 差引き額  （Ａ－Ｅ）  Ｆ | 対象経費  支出済  (予定)額  Ｇ  （注５） | 補助基準額の上限額  Ｈ  （注６） | 交付決定  金額  Ｉ  （注７） | 補助所要額  Ｊ  （注８） | 補助金  受入済額  Ｋ | 差引き  過不足額  Ｌ | 備　考 |
| 市町村補助金  Ｂ  （注２） | 参加者  負担金  Ｃ  （注３） | 寄附金その他の収入額  Ｄ  （注４） | 計  （Ｂ＋Ｃ＋Ｄ）  Ｅ |
| （１）子ども食堂  開設経費 | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 開設準備 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 改修 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （２）子ども食堂  運営経費 | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注１）「Ａ」欄は、決算収支内訳書の支出の部の（１）子ども食堂開設経費の「小計（ａ）＋小計（ｄ）」又は「小計（ｂ）＋小計（ｅ）」、（２）子ども食堂運営経費の「小計（ｃ）＋小計（ｆ）」の金額を記入してください。

（注２）「Ｂ」欄は、決算収支内訳書の収入の部の「市町村補助金」の金額を記入してください。

（注３）「Ｃ」欄は、決算収支内訳書の収入の部の「参加者負担金」の金額を記入してください。

（注４）「Ｄ」欄は、決算収支内訳書の収入の部の「寄附金その他」の合計金額を記入してください。「（１）子ども食堂開設経費」と「（２）子ども食堂運営経費」への充当順については、まず、開設経費の「Ｆ」欄が、「Ｇ」欄及び「Ｈ」欄のいずれか低い額以下になるように充当のうえ、残りを運営経費に充当してください。

（注５）「Ｇ」の「（１）子ども食堂開設経費」欄は、決算収支内訳書の支出の部の「小計（ａ）」又は「小計（ｂ）」の金額を、「（２）子ども食堂運営経費」欄は、「補助対象回数見合額（※）」の金額を記入してください。

（注６）「Ｈ」欄は、（１）子ども食堂開設経費の「開設準備」については100,000円、「改修」については150,000円、（２）子ども食堂運営経費については、別表第１に掲げる補助基準額（6,500円）に事業報告書（別紙１）に記入した補助対象回数を乗じた額を記入してください。

（注７）「Ｉ」欄は、補助金交付決定額を記入してください。

（注８）「Ｊ」欄は、「Ｆ」欄、「Ｇ」欄、「Ｈ」欄、「Ｉ」欄の計のいずれか低い額を記入してください。（1,000円未満を切り捨ててください。）